

令和5年度事業計画書

社会福祉法人礼文福社会

令和5年度事業計画

◎基本理念

『利用者及び人格の尊重』

1. 利用者の人格を尊重し、生活および介護の質の向上をモットーに、自立支援を目標にしたサービスを提供します。
2. 地域社会の社会福祉に貢献するため交流できる場を提供し、医療・保健・福祉との連携を深め、様々な情報を公開することにより開かれた施設を目指します。
3. 介護技術、施設整備、従業者研修等において、それぞれの専門性を高め選ばれる施設を目指します。

◎法人の事業

社会福祉事業

第1種	特別養護老人ホーム礼宝園	定員30名
第2種	礼宝園老人短期入所生活事業	定員3名
	デイサービスセンター礼宝園	定員10名
公益事業	老人福祉寮	定員5名
	地域支援事業	生きがいデイサービス 生きがい短期入所生活介護

◎評議員（現員8名）

定時評議員会 6月（必要がある場合は随時開催する。）

◎理事（現員7名）

定例理事会 6月・8月・12月・3月（必要がある場合は随時開催する。）

◎監事（現員2名）

監事監査は、次のとおり開催する。

- (1) 決算監査 6月
- (2) 例月監査 4月～6月分 … 8月 ・ 7月～9月分 … 12月
10月～12月分 … 3月 ・ 1月～3月分 … 6月

◎基本方針

(1) 利用者中心のサービスの実践

① サービスマナーの向上

サービスの基本である接遇マナー（挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等）を職員一人ひとりが十分に意識し、サービス向上に努める。

② 「看取りに関する指針」に基づき、人生の最終段階における介護をどこで看

取るのか、ご本人、ご家族、医師及び施設スタッフと十分協議、決定し、ご本人及びご家族が望まれるケアを提供できるよう努める。

また職員が不安なく看取り介護に取り組めるよう体制作りを進める。

③ リスクマネジメントの徹底

ア「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づき、利用者または他の利用者

等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体的拘束適正化検討委員会を定例開催する。

イ「事故発生防止のための指針」に基づき事故発生防止委員会の定例開催を行い事故防止体制の強化に努める。

エ ヒヤリハット、事故報告書の分析結果に基づいて立てられた予防策について定期的な検証や見直しを行い再発予防に努める。

オ「感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針」に基づき、感染防止対策委員会を定例開催するとともに感染症管理体制を強化する。

カ 感染症発生時には直ちに委員会を開催し、対応策を協議して感染拡大を防止する。

キ「褥瘡発生予防に関する指針」に基づき、発生予防に対する体制を整備し、多職種協働によるチームケアの推進を基本とし、褥瘡対策委員会を定例開催する。

ク「苦情受付担当窓口」を設け、利用者及びご家族等からの苦情に速やかに対応し解決を図る。

④ ケアマネジメント体制の充実

ア 介護保険法の趣旨に則り、利用者のニーズに沿いつつ、利用者が尊厳を保持しながら有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画（施設サービス計画）を多職種協働で作成し、計画に沿ったサービスを提供する。

イ 各個別サービス計画が日々の生活の中でどれだけ有効に展開されているか評価・モニタリングを適切に実施し、アセスメントを見直し、個別ケアの充実を図る。

(2) 地域との協働と社会貢献

① 地域との連携体制

ア 地域包括支援センターや居宅介護支援のケアマネージャーと連携を密にし、要介護者や増えつつある認知症の方の支援をしていく。

イ 各自治会、礼文町社協、地域の小中学校、高等学校の福祉教育への協力、地域の夏祭り等のイベントの協力や施設開放により地域社会資源としての役割を果たす。

ウ ボランティアや小中高等の職場体験を積極的に受け入れる。

エ 生計困難者に対する負担軽減を実施する。

オ 災害など緊急時には地域の独居等の高齢者の避難を受け入れる。

カ ホームページで施設情報を公開する。

(3) 職員研修体制の充実

① 「職員研修計画」に基づき、研修体制の充実を図る。

施設内外の研修に積極的に参加し、専門職として自覚を持ちサービスの向上を図る。

ア 新任職員及び中途採用職員の研修（各指針・医療・介護の説明）

- イ 医療等研修（医療器具の取扱い・高齢者の身体について）
- ウ 身体拘束廃止及び虐待予防研修
- エ 感染症予防研修会（食中毒・新型コロナウイルス・11月頃からのインフルエンザ・ノロウイルス等）
- オ スキルアップ研修会（介護技術研修含む）
- カ 認知症介護等研修会
- キ リスクマネジメント研修

(4) 安定的な経営基盤の確保

① 収入の確保と経費節減

- ア ベッド利用の稼働率 96.5%（ショートステイ 65%）を確保するために、利用者の入退所を円滑に行う。
- イ 厚生労働省の指針に則り、重度要介護者を受け入れ、平均介護度 4.0 以上を目指す。
- ウ 節電に努め不要箇所の消灯を徹底するなど光熱水費の節減を図る。

② 施設・設備の更新

基板設備の耐用年数に留意し、施設機能維持のため計画的な機器の改修・更新や建物の維持管理に努める。

③ 防災対策の推進

「礼文福祉会消防計画」及び「非常災害対策計画」に基づき、災害発生時に利用者や職員の避難を最優先し、安全を確保する。
また、避難所等に必要な物資を確保することに努める。

④ 人材確保

- ア 各専門学校への訪問、求人票の送付、ハローワーク・紹介会社・広告の媒体・インターネットの活用等により介護・看護・栄養士（調理員）を確保する。
- イ 有資格者の確保に努める。
- ウ 外国人介護職員、及び技能実習生の受け入れを行う。

重点目標

(1) 経営

全世界に想像を絶する大きなダメージを与えている新型コロナウイルス感染症も、本年5月8日からは「5類感染症」に位置付けが変更される見込みであり、特別対応から通常対応への考え方の転換が図られる見通しが示されている。

については、特に利用者を受入れるための各種サービス事業を休止せざるを得なかった状況からの脱却を図り、今後も礼文町との協議を重ねながら、安定的な経営に努めるものとする。

(2) 人材確保

現状では、全ての職種における人材不足が深刻な状況になっており、早急且つ継続的な有効性のある職員確保対策が求められており、礼文町における高齢者福祉推進のために、より充実した援助ができるよう職員確保に最善の努力をする。

また、外国人実習生の受け入れ及び外国人労働者を採用する。(令和5年度は1名採用)

(3) 改修事業

今年度は、特に老朽車両の更新が急務であり、サービスの低下を招かぬよう最善策を講じたい。

また、引き続き、安全・安心、そしてバリエーション豊かで栄養価の高い食事を提供するため、厨房機器の更新を検討する。

さらには、施設内の各種設備及び機器類の点検・確認等を行いながら、効果的な改修・修繕や入替えなども検討する。

(4) 地域における公益的な活動

社会福祉法人に「地域における公益的な活動」が求められ、当法人としても、積極的に実施するものとする。特に独居高齢者や経済的困窮者に対する支援として、礼文町が窓口の社会福祉法人軽減制度等を活用する。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して安らげる生活ができる施設として「礼宝園」は礼文町の老人福祉の拠点であり、礼文町包括支援センター、及び医療・福祉関係やボランティア団体、個人活動等との連携に努め、小中高の教育にも協力し地域社会への貢献をする。

(5) 防災

近年、礼文町でも大雨洪水や暴風等による自然災害が発生し、また、日本各地でも大きな地震や災害が発生しており、いつまたこのような災害が起きても不思議ではない状況である。

そのため、日頃より自然災害に対しての意識を高め、火災を含めた避難訓練を実施し、利用者の安全を確保に努めるとともに、災害時に対応するための設備や物品の確認・確保を行う。

尚、避難を必要とする状況の時は、場合により香深井第一自治会に協力要請する。
また、自然災害発生時など、施設が避難所として対応しうる際には施設を開放する。

(6) 虐待防止・予防及び身体拘束廃止

高齢者虐待が全国・全道的に報道される中でも介護施設での虐待が多く、当法人としても虐待防止・予防に努め、身体拘束廃止も含めて職員間でけん制するとともに、施設内研修会の開催や施設外研修への参加を行い、高齢者を尊敬することを念頭に援助する。

(7) 感染防止の取組

昨年度は、礼文町内における新型コロナウイルス感染者が急増し、当施設においても令和4年12月にクラスターが発生したものの、職員一丸となった感染対策が功を奏し、幸いにして大事に至る感染者もなく翌年1月に終息を迎えたことから、今後もその反省を生かしながら、新型コロナウイルス感染症のみならず各種感染症対策を強化する。

施設内にウイルスや食中毒に関わる菌が入り込むと集団感染が起こり、特に入居者は重症となる確率が高く、職員も出勤停止となるなど重大な局面を向かえることとなるため、日頃より効果的な感染防止の取組を継続的に行うことが重要である。

利用者及び職員は、毎日の検温、体調の確認、手洗い、うがい、マスクの着用、手指等の消毒などといった基本的な感染症対策を徹底する。

また、各種感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のため、委員会の開催等により取組方針の再検討並びに指針に基づく取組の再徹底を行う。